

～ 平成 23 年 12 月静岡県議会定例会 に対する質問 ～

質問者：東堂 陽一

質問日：2011/12/9 1 番目

会派名：自民改革会議

1 東日本大震災の瓦れき処理の受け入れについて

答弁者：くらし・環境部長

質問要旨：知事のがれき処理受け入れに対する意思表示を私は一定の評価を持って聞いた。被災地を応援するために、復興を進めるために前向きに取り組みたい。しかし、受け入れるがれきの放射性物質の濃度、量、焼却灰の最終処分場、これにより発生する費用の負担をどうするか慎重に考えなければならない。特に放射性物質の濃度や扱いに関しては、安全性において様々な意見があり、慎重な検討が求められるものである。11月10日の県内市町へのがれき処理の説明会において、知事は、岩手県山田町、大槌町の可燃性廃棄物で、受入量は各市町の処理余力の1%程度で始めるとの受け入れの意向を表明されたがどのような考えに基づいて決断されたのか、知事の所見を伺う。

答弁内容：東日本大震災の瓦れき処理の受け入れについてお答えします。東日本大震災により発生した瓦れきは、岩手県で通常処理の11年分に達しており、これまで様々な支援を続けてきました大槌、山田両町の災害廃棄物は、総量で約103万トン、柱材、角材で広域処理の対象となる量は約12万トンであります。

このため、復興に向けての両町への新たな支援として、本年4月の調査で回答のありました県内市町の年間処理余力約6万トンの1%である

600トン程度の災害廃棄物の受け入れを、住民の皆様の御理解を得ながら、始めてみることはできないかと提案したものです。

11月10日には、静岡県市長会、町村会から、「環境を整えた上で各市町の実状にあった協力をしていく」との共同声明が出され、また、11月22日に「安全基準の住民理解の促進」と「全国の最終処分場における災害廃棄物の受け入れの促進」について知事が細野環境大臣に要望したところ、大臣からは「安全性については、国が全ての責任を負って対応する」、「最終処分場については、市町の事情にあわせて対応する」との発言がありました。大槌、山田両町の災害廃棄物の放射性セシウム濃度は、人の健康に対するリスクが無視できるクリアランスレベルである1kg当たり100ベクレルを下回っておりまして、焼却灰となっても安全に埋立処分することが可能と

される8,000ベクレルの3分の1程度であると見込まれておりまして、十分に安全性が確保されるレベルであると認識しております。また、受入市町が処理に要した費用につきましては、県を通じて請求し、全額国の負担で両町から支払われることとなります。

県といたしましては、今後、国や岩手県等と調整、協力しながら、被災地での搬出時、県内への搬入時において放射線量を測定するなど受入れに当たっての安全確認体制を明確にし、住民の不安の払拭に努めてまいります。以上であります。

#### 1 東日本大震災の瓦れき処理の受け入れについて（再質問）

答弁者： 知事

質問内容： がれきの処理について市や町は、知事がおっしゃったから安全性が心配だが、それに応えようという気持ちもあると思う。知事のリーダーシップも必要ではないか。市や町にやってくれ、問題があれば国に言うておくよというだけではだめと思う。私はがれきの処理を進めたいという観点で申し上げるが、知事はどのようなスタンスでのぞまれるのか、知事の決意、お気持ちを伺う。

がれき処理について、埋立ての最終処分の数値8000ベクレルという国の基準があるが、その値は、大きすぎるのではないかという御意見もたくさんある。県としては独自に数字を検討する考えがあるのかどうか併せて伺う。

答弁内容： 御案内のとおり、今回の災害は複合災害です。津波とそして原発事故ということではありますが、そこで多大なるがれきが生じたということがございます。そして岩手県だけで年間処理能力の全フル稼働しても11年かかる、宮城県の場合は19年かかる、ということで到底その地域内で処理できることではない。こうしたことは、最も早く環境省が認識したところがございます。そうしたものを全国各地で受け入れられないかというそういう御提案があった。しかしそれは東日本全体で出たものですから、そこには放射能に汚染されたものもあるから、それを受け入れることができないというふうに、ほぼ全ての地域がそう回答した。そうした中で、私はそれは当然であろう、本県も全て全市町が受け入れないという最初の決断をされたわけですけど、われわれは岩手県の大槌町と山田町に支援をしてきたということがあるので、そしてそのことを決して他人事とは考えていないはずだということで、大槌、山田町の被害は何か、これは津波でございます。行けば分かる、見れば分かる、報道を少しでもご覧いただければお分かりなっているはずでございます。その津波でやられたことについて、彼らが本当に自分たちで処理で

きると思っただけなのかどうか、意向を聞きました。実は彼らは御案内のように、自分たちで何かをしてくださいとは言いません。こちらがこれが必要ですかと言えば初めて、そうでございます、というふうに言われる人達である。何ができますかというって答えてくださるといふふうな厚かましいところがない、非常に奥ゆかしい、そういう風土性のあるところなんです。しかし、がれきについてはやはり必死の思いがあったということが分かりまして、そこで私は、県が最終処分場を持っていないものですから、市町の一部の首長先生に、処分能力をお使いきった後まだ余力が残っているその余力の1パーセントということで、始めるということではどうか言ったところ、大変好意的に御反応をいただきまして、それが数名の首長先生とお話する機会が数日間にあったわけですが、それが一挙に表に出まして、知事の突然の表明ということになったのでございます。そこで全市町の方々とお目にかかって、そして、そのとおりのことを申しましたところ、それはもう言われることであれば、協力できる可能性がある。しかし御案内のように市町それぞれ事情が違います。遠いところでは山口県に最終処分場を持ってらっしゃる市町もあります。近いところでは自分のところに持ってらっしゃる、そしてそれぞれ、皆、基準を持ってられたり、規制を設けられておまして、一律というわけにはいかない。したがって全て個別にしくちゃいけない。そこで、個別の案件について環境省として対応ができるか直談判をした訳です、細野大臣に。細野大臣は個別の市町の事情に応じて、全て環境省が、排出する時、搬入した時、そして焼き終わった後の放射線の線量を検査、最終処分場が県外の場合にはその県外の受入地についての調整もする、ということになりまして、それが今進んでいるということでございます。これは、すべて県一律にできるということではございません。市町の御意向がでございます。われわれはそれをよく知っておりますので、どういうふうにすれば国と被災地として県と市町と、この関係が誰にでも分かりやすい形で援助できるかという、今スキームを作りまして、そのスキームを明日、ご発表できる手はずになっております。それを、市町の関係者の皆様と環境省の立会いの下で彼らの説明も入れて、する予定になっております。私としましては、安全基準を明確にする、量的には全体のほんの僅かでございますので、常識的に考えれば、まず健康に被害のない、そして、東堂議員も言われましたように、気持ちは皆同じでございます。しかし安全でないといけない、ということと言える。そしてこれは、福島のがれきではありません。福島の北の宮城、宮城のさらに北にある岩手、岩手のちょうど真ん中にあります釜石のさらに北にあります大槌町、山田町、原発の事故からは220キロ、240キロ離れているところです。それはちょうど東京のど真ん中と福島原発との距離です。東京の

ど真ん中で人々が生活されています、そういうところにある大槌、山田町のがれきのその一部を、処理能力の余力の一部を、1パーセントをせめてできないか、そういうことで、事情をしっかりとお考えいただいた上で、全部がれきが自分のところに来るといふうなことではありません。せめて1パーセント、クリスマスプレゼントのつもりでこの寒い冬がくる前に何かできないかということでございます。それくらいの気持ちです。しかし一点を開けることが大事です。どこもそれをしてないんですから、東京都以外は。東京都の都知事はなんていいましたか。だまれと言ったんですよ。受け入れると。東京都民に対して。私はそういうことは言えない。これは市町が本来ごみについては自分でだして自分で始末をとるのが筋ですから、ですから。私としては最大、ここで調整を含めて御協力するというところでございます。

#### 1 東日本大震災の瓦れき処理の受け入れについて（再質問）

答弁者： 暮らし・環境部長

質問内容： がれきの処理について市や町は、知事がおっしゃったから安全性が心配だが、それに応えようという気持ちもあると思う。知事のリーダーシップも必要ではないか。市や町にやってくれ、問題があれば国に言うておくよというだけではだめと思う。私はがれきの処理を進めたいという観点で申し上げるが、知事はどういうスタンスでのぞまれるのか、知事の決意、お気持ちを伺う。

がれき処理について、埋立ての最終処分の数値8000ベクレルという国の基準があるが、その値は、大きすぎるのではないかという御意見もたくさんある。県としては独自に数字を検討する考えがあるのかどうか併せて伺う。

答弁内容： 東日本大震災のがれき処理の受入れにあたっての8000ベクレルの基準について再質問についてお答えします。

災害廃棄物に限らず、一般廃棄物を焼却するときに、この灰の濃度と受入れのときのごみの関係について申し上げますと、廃棄物を燃やした場合に、主灰と飛灰というものに分かれますけれども、主灰につきましては燃した場合には約10分の1になりますので、こうした放射能濃度がある場合には、灰になった時には10倍になるということで、そして飛灰につきましてはこれが33分の1になる、これは飛灰というものは煙突の先にバグフィルターというものをつけておりまして、そこに付着する軽い灰、が飛灰といいますが、これについては濃度が燃したときに33倍になるということがございまして、この飛灰、最高にあがった飛灰の濃度につきまして、8000ベクレルというのが最終処分場でですね、処理する場合の基準になっております。

そこで今回の大槌・山田両町の災害廃棄物につきましては、山田については7月調査時点では燃す前の段階であります、46ベクレルで、それから、大槌につきましては80ベクレルということでありまして、これを飛灰の場合で33倍したとしても8000ベクレルの3分の1程度ということで、放射能濃度はこのように見込まれるところであります。それで、独自に基準を設けるかどうかということにつきましては、この受入れに当たっての放射能濃度というのは、ひとつの目安になりますので、この人の健康に対するリスクが無視できる程度のクリアランスレベルであります、1kg当たり100ベクレルというのがございますので、これの一つの目安として、受入れに当たっての目安として考えております。以上であります。

## 2 災害時における中山間地域への対応について

答弁者： 危機管理監

質問要旨： 先般の台風15号等では、本県において、山間部を中心に道路の寸断やライフラインが停止し、孤立を余儀なくされた地域があった。中山間地域は高齢者が多く、脆弱な地理的条件を有するため、孤立を想定した万全な対策が必要であるが、予想される東海地震の場合は、さらに大規模な被害になることは明らかであり、孤立集落対策は極めて重要な課題である。

災害の年であった今年、中山間地域の住民には孤立に対する不安が高まっており、ヘリコプターの有用性が一層認識されている。

昨年の県議会において、孤立予想集落371のうち、万一孤立した場合にヘリコプターが着陸又はホイストができる地区は361であり、残り10地区は調査中との答弁があったが、その対策は進んだのか。また、同時に多数の孤立地域が発生した場合の対応は大丈夫か。そして、先般の台風では、予想地域以外でも孤立地域が発生した現状を踏まえ、今後、どのように孤立集落対策に取り組んでいくのか、県の所見を伺う。

答弁内容： 災害時の孤立地域につきましては、集落に通ずる主要道路が寸断され、まとまった規模の集落全体が孤立する場合と、生活道路が崩土などで被災し、集落のうちの数軒が一時的、局所的に孤立する場合がございます。

このうち、県では、東海地震などの大規模災害での集落そのものが孤立する場合を想定しまして、ヘリコプターを活用して離着陸や吊上げで支援・救援できるスペースの確保や、相互通信が可能となる衛星携帯の整備などに取り組んでおります。

ヘリコプターの利活用スペースにつきましては、市町と連携をいたしまして、自衛隊の協力を得ながら確認調査を進め、昨年度までに、371の大規模

な孤立予想地域すべてにおいて確認ができております。それをGIS（データを地図上に表示する地理情報システム）を活用してデータベース化することで、平時においては訓練などで活用し、発災時には動的情報としてリアルタイムで自衛隊など防災関係機関と共有化することとしております。

また、大規模災害による多数の孤立が発生した場合には、孤立の長期化も想定されますので、備蓄食糧や避難施設の確保につきましても市町と連携を図りながら、その取組を支援しております。

先般の台風15号におきましては、小規模で局所的な孤立が発生しました。短期間で復旧が可能なこうした地区につきましては、まずは市町に対処していただきまして、支援の要請があれば、防災ヘリによる救出・救助や自衛隊への派遣要請など、県と市町が力を合わせて対応することといたしております。

県といたしましては、今後も、相互通信手段の未整備箇所の解消や、ヘリコプターの着陸誘導などを行う人材の育成などを、市町と協力しまして推進し、中山間地におけます孤立予想地域の防災対策の充実強化に努めてまいります。

### 3 台風15号等による海岸漂着流木の処理状況と根本的対策について

答弁者： 交通基盤部長

質問要旨： 今年は立て続けに台風12号、15号が日本に上陸し、台風15号は県内各地に倒木被害をもたらした。

海岸に漂着した流木については、県内36箇所の海岸に、体積にして約4万3千立法に及ぶ。この大量の流木の撤去には膨大な費用が掛かり、すぐには撤去できない状況だと聞いている。

毎回、台風が来襲するたびに漂着流木を処理する現在のやり方は、根本的な解決に成りえない。森林を適切に整備することによって、漂着流木を減らすことも可能と考えられる。

今回の台風被害により、県内の海岸に大量に漂着した流木について、その処理をどのように行っていくのか、根本的な対策として森林の整備をどのように進めていくのか併せて伺う。

答弁内容： 台風15号等による海岸漂着流木の処理状況と根本的対策についてお答えいたします。

県内各地に大きな被害をもたらしました台風15号等は、山間部を中心に非常に激しい雨と強風を観測し、県内の河川、海岸に過去最大級の流木被害を発生させました。

県内の海岸に漂着しました流木の処理は、国の補助制度であります災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の申請を国へ行っているところであ

り、事業採択されれば、来年早々には事業着手し、来年3月までに流木の処理が完了できるよう実施してまいります。

また、国の補助事業に採択されない小規模の漂着流木につきましては、県としては「河川海岸愛護事業費補助金」を交付しまして、市町が実施する処理事業を支援してまいります。

漂着流木の発生原因には河川の侵食など様々なものがありますが、森林からの流木につきましては、森の力再生事業などを活用し、未整備な人工林の手入れを一層促進し、下草が繁茂する災害に強く豊かな土壌を育む森林（もり）づくりを推進してまいります。

県といたしましては、県内各地の海岸に漂着した流木の処理を迅速に進めるとともに、河川上流域の根本的な対策に努め、美しい海岸の復元や保全に取り組んでまいります。

以上であります。

#### 4 環境放射線モニタリング体制の強化について

答弁者： 危機管理監

質問要旨： 放射線量については、県民の関心も高く、特に小さな子どもを持つ母親を中心に非常に神経質になっている方もいる。福島事態が浜岡にも当てはまる可能性を考えれば、防災対策の重点地域は、これまであまり原子力安全対策をする必要がないとされた焼津市や藤枝市、袋井市、磐田市などの地域にまで広がり、これらの地域で新たな対策が必要となる。特に、環境放射線のモニタリング体制は現状では不十分であり、これを強化し、信頼のある正しい情報を県民にお知らせする必要があると思う。そこで、原子力発電所事故に備えた防災対策の重点地域の拡大に伴い、環境放射線のモニタリングをどのように強化していくのか、県の考えとその取組方針を伺う。

答弁要旨： 次に、環境放射線モニタリング体制の強化についてでございます。

先月、国の原子力安全委員会が了承した「原子力防災対策を重点的に充実すべき地域（いわゆるEPZ）」の見直しにおきまして、発電所から概ね30km圏を目安とする「緊急時防護措置を準備する区域（いわゆるUPZ）」が設けられることとなり、この区域における環境放射線モニタリング体制の整備の重要性が指摘されたところでございます。

原子力安全委員会では、原子力災害に関する防災指針の見直しの一環として、今後、環境放射線モニタリングの計画、測定、評価などについて考え方を検討することとしております。環境放射線モニタリング体制の強化・拡大が図られるものと受け止めております。

このため、県といたしましては、原子力安全委員会による検討状況を踏まえながら、現在、浜岡原子力発電所周辺の10km圏で実施しております環境放射線モニタリングの範囲を順次拡大するよう、国の交付金制度などを活用しながら取り組んでまいります。

具体的には、「静岡県環境放射能測定技術会」の専門家のご意見を伺いながら、環境放射線モニタリングの計画を見直し、これに基づき、空間線量率を連続測定するモニタリングステーションの増設など発電所周辺の環境放射線モニタリング体制の拡充を行い、今年度整備する県内7か所のモニタリングポストと合わせて、全県での放射線監視ができるよう体制の整備・充実に努めてまいります。

#### 5 健康づくりを踏まえた緑茶コホート研究への支援について

答弁者：健康福祉部長

質問要旨：掛川市では、農林水産省の委託により、平成21年度から緑茶摂取と生活習慣病予防効果に関するコホート研究などが進められている。

この研究は、東北大学や野菜茶業研究所等が取り組み、掛川市民約1,500人の協力をいただく中で、今年度で終了する予定であるが、今後、緑茶の効能がどのように明らかにされるものか、大変期待される場所である。

一方、国レベルでは、数万人規模を対象とした緑茶コホート研究の実施検討をしており、県西部地域がその対象地域として選定される動きもあると聞いている。

調査の折には、広域的な取り組みが必要となるが、知事の所見を伺う。

答弁要旨：健康づくりを踏まえた緑茶コホート研究への支援についてお答えをいたします。

掛川市が東北大学などの協力を得て、農林水産省の委託事業として進めております、緑茶と生活習慣病の関連性を研究する共同研究事業に対しましては、県といたしましても、これまでも市町健康指標などの分析データを提供するなど、積極的に協力を行ってまいりました。

また、県が行いました特定健診データ等の調査結果でも、掛川市を含む西部地域は、生活習慣病の要因となります肥満や高血圧症などの該当者が非常に少ない地域でありますので、緑茶との関連性が、この緑茶コホート研究により、どのように解明されるのか、大きな期待を寄せているところであります。

今後は、周辺地域を巻き込んだ広域的なコホート研究が必要と聞いておりますので、県といたしましては、掛川市などと情報交換を行い、調査が実施



される場合には、調査が円滑に進みますよう、関係市町及び関係機関の調整に積極的に努めますとともに、その結果を県民の健康づくり施策に反映できるように、取り組んでまいります。

以上であります。

## 5 健康づくりを踏まえた緑茶コホート研究への支援について（再質問）

答弁者： 知事

質問要旨： コホート研究について、県で実施する場合には支援をいただけるということですが、研究の成果は、県民の健康づくり、お茶の消費拡大、医療費の削減、一石三鳥の効果が期待できます。

聞くとおっしゃるとおりですと、医療費は3兆円削減できるという試算もあります。

そこで、本件について、知事の考えをお聞きしたい。

答弁内容： コホートについては、あの「掛川スタディー」が出た時に、まだ、1月のテレビ放送がある前にすぐに日本の学術的な予算を決める科学技術会議というのがございます、そこにすぐに持っていきました。コホート調整をしていただきたいと。

しかし、お茶以外のことで考えるということで、その時点では断られたわけですね。

私はこのコホート調査というのは実は多くの10万人以上の人をやらなくてはいけないということで、実は地域の人の御協力もなくてはならない、だけど、私は掛川でできたので、掛川自体では10万人ちょっとでございますので、やっぱりすごく広い地域でやらなくてはいけないという議員のお考えに賛成です。

いざ予算がおりてくるのは、これは大変お金がかかることですので、本県としては受け入れる用意があると、恐らく県民の方々の御協力を賜るだろうというふうにご期待している次第でございます。

## 6 茶業振興対策について

### （1）茶の機能性と効用の視点に立った茶業振興対策

答弁者： 知事

質問要旨： 緑茶の消費が低迷する中、茶業関係者からは消費拡大・需要創出の切り札として、「緑茶の機能性」に期待する声が多く聞かれる。

光技術を利用した茶葉の栽培や加工方法の開発、緑茶の飲用と疾病予防との関係についての疫学的調査・研究など健康増進効果の検証、二番茶、三番

茶を静岡産高級紅茶、高級ウーロン茶として製品化することなどを検討しているところと聞かれました。

県は今後、茶の機能性・効能をどのように茶業振興に活かしていくのか所見を伺う。

答弁内容： 東堂(とうどう)議員にお答えいたします。はじめに、茶業振興対策についてのうち、茶の機能性と効用の視点に立った茶業振興対策についてでございます。

昨年、第4回世界お茶まつりが開催されたのですが、その中で「国際O(お)ーCHA(ちゃ)学術会議」が開かれまして、そこでお茶を飲むことが認知症になりにくい、肥満、がん、その他、動脈硬化、アレルギー、C型肝炎、インフルエンザ、糖尿病など、緑茶が健康にいい影響があるという報告がされるなど、健康志向が高まる中で、お茶の機能性や効用が注目されているところでございます。

そうした中、今年の1月、いわゆる「掛川スタディ」がテレビ番組で放送されました。「ためしてガッテン」でございますが、これは掛川市立総合病院の鮫島(さめじま)先生、東北大学の栗山(くりやま)先生がお進めになっている緑茶の効用研究でございました。これは、視聴者から大変大きな反響がございまして、再放送、再々放送もなされ、消費者にも大きな影響を及ぼしまして、掛川深蒸し茶の販売が飛躍的に増大いたしまして、静岡県内の他の地域の茶業の方々から、やや嫉妬に似たような声があがるほどでございました。わたしは、大変多くの方々がお茶と健康にいかに関心があるかということがわかり、大変良い突破口になったと考えると同時に、今後のお茶の消費拡大に結びつくものであると確信したところであります。残念ながら「3.11」で水を浴びせかけられましたけれども、この事実自体には変わりはありません。

そこで、県といたしましては、科学的データに基づいたお茶の機能性や効用に関する学術情報を更に集積してまいりたいと考えております。それを、例えば来年掛川市で「全国お茶まつり」を開催いたしますが、その中のイベントや専門家によるセミナーの開催を通じて、あるいはホームページへの掲載などを通じて、参加者はもとより、消費者に分かりやすく、理解が深まるように情報発信していこうと考えております。

さらに、県の茶業研究センターと県内の大学、民間企業とが連携をいたしまして、魅力ある香りや機能性を高め、お茶の渋味や苦みが苦手だという人のために、そうしたものを抑えた「新世代の茶飲料」の開発を進める、あるいは果実や花のような香りと新たな機能性を持つ「静岡型発酵茶」の研究も

今、地についてきております。この「発酵茶」につきましては、材料に使うのが二番茶や三番茶でございますので、この値段が一番茶に比べるとぐっと落ちるわけですが、これの活用方法としても注目されるもので、この「静岡型発酵茶」の研究を更に進めて消費の拡大に結びつけたい。更に、花粉症や血圧の低下などに効用がある「粉末茶」の開発支援もするなど、お茶の機能性や効用に着目した新しい商品の開発に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

世界的に今健康志向が高まっております。そうした中において、お茶への関心が高まっているということで、これを追い風といたしまして、日本一のお茶の産地でございます静岡県から、お茶の持つ機能性や効用を、「世界お茶まつり」などを通じて国内外に力強く情報発信してまいりたい。加えて、機能性が高く現代の嗜好に合った新たな商品の開発や販路開拓を行い、消費拡大につなげ、本県茶業の振興を図ってまいろうと考えております。

## 6 茶業振興対策について

### (2) 来年度産新茶の安全・安心への取り組み

答弁者： 経済産業部長

質問要旨： 県内の茶生産者や茶商は、来年の一番茶の放射性物質のレベルがどうなるか、これが販売・消費にどう影響を与えるか、どのようになるのかということに、大きな不安を抱えている。

消費者により安心して静岡茶を飲んでもらうためには、できる限り放射性物質のレベルを下げることに、安全・安心に関する情報を積極的に発信していくことが重要と考える。

県は、放射性物質をできるだけ減らすための対策をどうするか。来年の新茶シーズンに向けて、どのように安全・安心対策に取り組むのか知事の所見を伺う。

答弁内容： 茶業振興対策についてのうち、来年度産新茶の安全・安心への取り組みについてお答えいたします。

県におきましては、農業団体と連携し、6月上旬に、せん定等の放射性物質低減のための技術対策資料の県内全茶農家への配布や生産現場での技術指導などを行ったところであります。この結果、9月下旬に収穫された茶葉の放射性物質濃度は、一番茶に比べますと5分の1程度まで低下しております。さらに、市町やJA等を対象に来年度産の一番茶生産対策会議を開催し、秋以降の技術対策指導を徹底してまいりました。

今後、県茶業研究センターが12月と来年2月に県内19産地で行う、放

放射性物質の調査に基づく予測情報を、一番茶の技術指導に活かし、放射性物質濃度の一層の低減に努めてまいります。

今後とも、これらの取組結果や、それらに基づきます放射性物質の調査結果などの科学的データに基づいた正確な情報を、新聞、ラジオによる広報や消費地におけるセミナーの開催などによりまして、消費者、生産者、流通業者の皆様迅速に提供し、来年の新茶を安心して飲んでいただけますよう、茶業関係者と一体となって、風評被害対策に努め、静岡茶の安心と信頼の回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

## 7 障害者働く幸せ創出センター

### (1) 障害者働く幸せ創出センター

答弁者 : 知事

質問要旨 : 働く障害のある人と関わるすべての人の「働く幸せ」を応援する目的で、県は、福祉と産業界、地域をつなぐ拠点となる、障害者働く幸せ創出センターを設置した。障害のある人の就労支援の新戦力としての発足であったが、この施設の成果について伺う。

答弁内容 : 障害者の就労支援についてのうち、障害者働く幸せ創出センターについてでございます。

いわゆる完全な健常者というものはいるのでしょうか。誰も加齢によって身体に障害が出てまいります。完全な健常者はいない。そうした自覚を持つことが障害者への理解を深めることになろうと思えます。障害者と言われていた人は県内に18万人程いるとの統計でございますが、ということは、20人に1人が障害をお持ちということでありまして、従って、健常者と障害者が一緒に生きていくことは当然のことと受け止める社会でなければならないと考えています。

そこで静岡県といたしましては、NPO法人オールしずおかベストコミュニティを立ち上げまして、そこと連携をいたしまして、産業界、地域と、障害者の作業所を結ぶことを中心のテーマに据えまして、障害のある人の働くことを総合的に支援する障害者働く幸せ創出センターを昨年5月に開設したところでございます。健康福祉部、経済産業部、教育委員会を中心に、全庁挙げての応援体制を整えております。

開所から約1年半が経過いたしまして、障害のある人や企業等からの来訪者は、本年10月末現在で、8,413人を数えております。多くの人に利用されているということでございます。福祉と産業界をつなぐことによる授産事業の仲介額は、これまでに8,000万円を超えました。

また、一人当たりの月額工賃についても、働く人が増加する中で、前年度よりありがたいことに、約5%の増になりましたほか、施設利用者の一般企業への就職者は、43人増えて239人となり、着実に成果が上がっています。

県といたしましては、今後とも、市町と連携をした官公需の拡大、需要の拡大ですね。そして産業界等での需要の拡大や、静岡文化芸術大学との連携、彼らはデザインを考えることにおいて優れている人たちを持っている大学でございます。

また、授産製品コンクールなどを通じた製品の品質の向上などに努めてまいりたいと存じます。企業への就職支援にも力を注ぎまして、障害者働く幸せ創出センターを拠点として、障害のある人の働くことに関して、積極的に応援をしてみたいと思っています。

私は誰にでも出来ることがあると思います。それは授産所で作られているような製品を、少なくとも日常生活において一つ持つことでございます。使うことが大切です。私自身は授産所のかばんを愛用しておりまして、そのような、何か一つ自分たちの日常生活で使うものを、授産所の製品の中からお買い求めくださることが、就労支援にも繋がりますし、工賃の上昇にもつながるといふふうに考えておりまして、是非、県民全員の御協力をお願いしたいと存じます。

なお、その他の御質問につきましては、関係部局長、教育長から御答弁申し上げます。

## 7 障害者の就労支援について

### (2) 特別支援学校における取り組み

答弁者 : 教育長

質問要旨: 特別支援学校において、職を求める障害のある方が増えている中、求人開拓員と特別支援学校が連携を密にした体制づくりをするなど、障害のある方の就労支援について具体的な策を講じる必要があると考えるが、所見を伺う。

答弁内容: 障害者の就労支援についてのうち、特別支援学校における取り組みについてお答えいたします。

平成22年度の県内特別支援学校高等部卒業生のうち、就職した生徒は、全体の25.9%で、平成19年度の32.9%をピークに減少が続いている状況であります。

議員から御提案がありました、経済産業部が配置しております求人開拓員との連携は非常に有効であり、各特別支援学校と求人開拓員が情報を共有して就職先の開拓に努めているところであります。あわせて、県教育委員会が、学校に配置しております、職場開拓員が、進路担当教員とともに職場

実習や雇用の受入企業を開拓しているところでもあります。今後は求人開拓員と進路担当教員、そして職場開拓員との連携を一層深めてまいります。

また、就業促進強化対策事業といたしまして、県内8地区で特別支援学校を事務局にして、地区別就業促進協議会を開催し、労働、福祉などの関係機関や企業とのネットワークを作り、学校見学会、障害者雇用制度等の情報提供、事業主との意見交換など、特別支援学校生徒の雇用への理解・啓発を進めているところでもあります。

今後とも、労働、福祉などの関係機関との連携を更に深め、生徒の就労促進のための体制づくりを進め、一人でも多くの生徒が就職に結びつくよう努めてまいります。

以上であります。

## 7 障害者の就労支援について

### (3) 障害者の雇用促進

答弁者： 経済産業部長

質問要旨： 障害のある方が、自立して生活していくためには、雇用の場を拡大することが重要であるが、雇用状況は厳しく、ハローワークで求職中の方や特別支援教育の児童生徒数は増加しており、障害者の就労対策はこれからが本番である。

平成23年度の県内企業の障害者雇用率は1.61%と前年を下回り、法定雇用率達成企業割合も46.0%と対象企業の半分にも満たない状況であり、企業にはこれまで以上の努力が求められる。一方、公的機関では、教育委員会が未達成の状況である。

障害者の職場定着に向けた取組も必要だし、県と特別支援学校が様々な施策を講じているのは承知しているが、働く意欲があるのに雇用の機会のない方も多し、企業においても、仕事や人材のマッチングができず雇用が進まないといった課題もあり、現実はまだまだである。

このような中、障害のある方の雇用促進に、県はどのように取り組んでいくのか伺う。

答弁内容： 次に、障害者の就労支援についてのうち、障害者の雇用促進についてであります。

障害者の雇用を促進するため、県におきましては、ハローワークなど関係機関と連携し、求人の開拓や各種支援策の周知を図りますとともに、県内8か所の障害者就業・生活支援センターを拠点といたしまして、生活相談や就労支援を実施しておりますほか、ジョブコーチの支援対象者を、昨年度の1

87人から203人に拡大をいたしまして、就職と職場定着の支援を行っております。

また、県西部の農業法人におきましては、障害者の特性に合わせた職場づくりを進め、20人以上の障害者を雇用して、高い業績を上げており、障害者が持つ能力を活用するという視点に立ち、より働きやすい職場環境づくりに取り組んでいくことが大切であると考えております。

このため、県といたしましては、こうした事例が他の企業の模範となりますよう、好事例集の配布や見学会を実施いたしますとともに、企業が障害者の特性を理解し、受入れ意識を高めますよう助言する仕組みの充実を図るなど、法定雇用率の達成に向けた働き掛けを強化してまいります。

今後とも、静岡労働局、特別支援学校など関係機関と連携をいたしまして、一人でも多くの障害のある方が就労して、地域社会で自立できますよう、障害者の雇用の促進に積極的に努めてまいります。

以上であります。

## 7 障害者の就労支援について

### (3) 障害者の雇用促進（再質問）

答弁者： 知事

質問要旨： 障害者の就労支援についてであります。

先日、知事に対して生涯学習審議会の答申がありました。その中の提言には、就労支援体制の整備という言葉がありました。新聞報道を読んだわけですが、そこに答申を受け取った知事のコメントがございました。「行政は特別な支援が必要な人に対し、優先的に施策を講じなければならない。県教委と文化観光部には答申に基づいた関連施策の改善を指示した。」という記事がございました。この際、就労支援についての具体的な指示をされたのかどうか、この問題に対する知事の思いも含めてお伺いいたします。

答弁内容： 障害者の就労率が、法定就労率を下回っていることはまことに恥ずべきことであります。特に教育界が下回っているということは何たることであるか。この点は少なくとも平均あるいは、一応そのときの説明では、専門性が高いので障害者を雇えないということでありました。本当にそうかということで、この点について精査していただきたい。さすがに教育長、精査されまして、おそらく1年以内に必ず成果を出されるものということで、プログラムをお立ち上げになっておられますので、外のハローワーク等と相談して、障害のある子どもたちの就職に備える中で自らの教育界において就労はどうなっているのかと、自らの足元からしっかり固めていただきたいという強い指示

をお出し申し上げたということでもあります。